

学校いじめ防止対策基本方針

《藤沢市立村岡中学校》

2022年 5月

藤沢市立村岡中学校 明るい笑顔のための基本方針 (藤沢市立村岡中学校いじめ防止対策基本方針)

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒との一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、当該行為の対象となった生徒がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものも「いじめ」にあたります。

「いじめ」にあたるか否かは、行為の対象となった生徒の立場に立って、その生徒が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒双方の保護者を支援し、家庭と連携のして、問題をよりよく解決していきます。

(地域との連携)

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はPTAや地域の関係団体等と連携して、

地域社会全体で子供たちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

（生徒会活動）

教職員は子どもたちが自ら行う「いじめ防止運動」を支援し、子どもとともにいじめの防止等に取り組みます。

2 いじめの防止等に関する内容

（1）いじめの未然防止のための取組み

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・授業や日常の教育活動においても機会を捉え、「いじめは決して許されない」ということについて生徒間の共通理解を図ります。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒会活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とのかかわる時間を多くするように努めます。

（2）道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながらないよう生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。地域や学校など、様々な場面を通じて実践しているいのちを大切にする心をはぐくむふれあう教育である「いのちの授業」の展開を図るための取組を進めます。

（3）情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

（4）いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 生徒対象いじめアンケート調査 年2回
 - ② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査 年2回
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① 学級担任やその他の職員との面談
 - ② スクールカウンセラーとの面談
- ・学校以外の相談窓口として、藤沢市こども相談フォーム、藤沢市いじめ相談ホットライン、藤沢市いじめ相談メール、24時間子どもSOSダイヤル（県立総合教育センター）があります。
- ・相談・通報のあった事案は、「村岡中学校いじめ問題対策委員会」を通して情報共有に努めます。

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(5) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、当該いじめに関する情報を直ちに「村岡中学校いじめ問題対策委員会」へ報告し、組織としてすみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒の学習権に十分に配慮したうえで、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

3 「村岡中学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「村岡中学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 「村岡中学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年リーダー（学年主任）、生徒指導担当教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討します。

(2) 活動内容

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組に係る年間計画の作成、実施、実施状況の検証
- ②生徒や保護者からの相談や地域住民等からの通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報を収集、記録、共有する役割
- ④いじめの疑いのある情報があった際の緊急会議の開催
- ⑤関係する生徒への事実関係の聴取、アンケート調査等、いじめに関連する情報の迅速な収集と記録
- ⑥いじめに係る事実確認、当該事実がいじめであるか否かの判断
- ⑦いじめを受けた生徒の保護や支援、対応方針の決定
- ⑧いじめを行った生徒に対する指導、支援、対応方針の決定
- ⑨いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の保護者との連携
- ⑩他の在校生やその保護者に対する情報提供等の取組の中核的な役割
- ⑪学校いじめ防止基本方針の策定、見直し

(3) 会議の開催

週1回の生徒指導委員会等での情報収集等により、いじめと疑われる相談・通報があった場合、直ちに開催します。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態発生の報告

学校は、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合には直ちに教育委員会に報告します。

(2) 重大事態の調査

教育委員会は、重大事態の調査主体や調査組織の構成員について、適切に判断し、当該調査組織により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。

学校は、調査中においても、いじめを受けた生徒の心情に寄り添い、状況に応じて継続的な支援を行います。いじめを受けた生徒が欠席を余儀なくされている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携します。

(3) いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査の結果について、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、適切に情報提供及び説明を行います。

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること